

令和 7 年

夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領



佐賀県交通対策協議会

(事務局：佐賀県くらしの安全安心課 交通事故防止特別対策室)

夕暮れ時の早めのライト(前照灯)点灯運動実施要領

1 目的

日没時間が急激に早まる秋から年末にかけては、児童・生徒の下校、勤務先からの退社、買い物等の時間帯に、「車と人」の動きが重なり合うことや、視認性の低下などの要因により交通事故が増加する傾向があることから、車の運転手に対する早めのライト(前照灯)点灯の周知徹底による「車と人」がお互いを早期に覚知することで、交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和7年10月1日(水)から12月31日(水)までの3か月間

3 実施要領

午後5時から前照灯を点灯

4 主な広報重点

(1) 午後5時から前照灯を点灯

(2) 「原則ハイビーム」

ただし、前車や対向車があるときは、ロービーム(下向き)にするなど、こまめに切り替える

(3) 反射材用品・照明具の活用

5 主催

佐賀県交通対策協議会

6 推進事項

(1) 早めのライト(前照灯)点灯運動の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、事業活動等に伴う広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、あらゆる広報媒体を通じて、地域住民に対する「早めのライト(前照灯)点灯運動」の周知徹底と「反射材・照明具の活用」の広報啓発を行い、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故防止を呼びかける。

(2) 「原則ハイビーム」の広報啓発

ア 県、市町、官公署、交通関係機関・団体は、夜間における交通事故防止として、「原則ハイビーム」の広報活動を積極的に実施する。

イ 県、市町は、あらゆる広報媒体を通じて、地域住民に対する「原則ハイビーム」の周知徹底を図り、夜間における交通事故防止を呼びかける。

(3) 率先点灯・率先活用の励行

県、市町、官公署、交通関係機関・団体の職員は、公用車・私有車を問わず率先して「早めのライト(前照灯)点灯運動」を励行し、広く県民に運動を啓発する。

また、職員は、反射材や照明具を率先して活用し、反射材活用の普及啓発に努める。

(4) 事業所における「早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進

夕暮れ時に交通事故が多発している具体的事例を職員に周知させ、事業所全体「早めのライト(前照灯)点灯運動」の推進を図る。

(5) 学校における「自転車の早めのライト点灯」と「反射材用品の着用」の推進

クラブ活動や塾などで帰宅時間が遅くなる生徒に対して、「自転車の早めのライト点灯」、「着衣、バッグ、自転車への反射材用品の更なる着用」を指導するとともに、可能な限り「オートライト化」の推進について、保護者等の理解を得るように努める。

(6) 高齢者への反射材用品着用の推進

朝夕の薄暮時に交通事故が増加する傾向にあることから、歩行者（特に高齢者）への反射材用品の着用を推進する。

7 報告

市町及び関係機関・団体は、運動期間中の実施計画を別記回答フォームにより 9月19日(金)まで、また、実施結果を別記回答フォームにより 令和8年1月9日(金)まで、佐賀県くらしの安全安心課交通事故防止特別対策室(佐賀県交通対策協議会事務局)あてにメールで報告すること。